

浜田市議会告示第 1 号

浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市議会議長 澁 谷 幹 雄

浜田市議会個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年浜田市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この告示は、令和8年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第5号の改正規定 令和8年6月14日
- (2) 第2条第16号の改正規定 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第14条の規定の施行の日